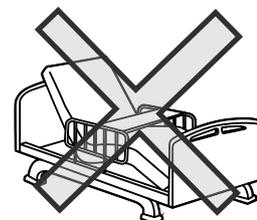


## 軽度者は使えないサービスがあるの？



軽度者…介護保険では要支援1～要介護1までの認定の方のことをいいます。

軽度者は認定を受けていても、比較的自立度が高く、ある程度自分のことは自分でできるのが一般的です。逆を言えば、過剰な介護によって自分でできなくなってしまう可能性があるということです。

そのため、介護保険では、できる限り自立した状態が維持できるように、利用を制限しているサービスがいくつかあります。認定を受けたからと言って必ず使えるサービスではありませんのでご注意ください。

### ◎福祉用具の貸与の一部

#### ①特殊寝台・特殊寝台付属品

⇒電動機能が付いたベッドを使用することで、起き上がりや立ち上がりが楽に行なえるため、その機能に頼ってしまうと自力で起き上がれなくなってしまう可能性があることから、介護保険は適用されません。

#### ②車イス・車イス付属品

⇒一般的に歩行が何とかできる状態が想定され、車イスの使用により歩行能力の低下が懸念されることから介護保険は適用されません。

#### ③床ずれ防止用具

⇒床ずれがあるまたは床ずれができてしまうような寝たきり状態とは想定されにくいことから介護保険は適用されません。

#### ④体位変換器

⇒自力で寝返りがうてることが想定されるため介護保険は適用されません。

#### ⑤移動用リフト

⇒自力で移乗動作ができることが想定されることから介護保険は適用されません。

以上が軽度者に対して福祉用具の貸与が制限される内容になります。ただし、日によって体調の変動が激しい方や、主治医が必要と認める場合に関しては貸与が認められることがありますので、詳しくはケアマネジャーとご相談ください。

### ◎介護タクシー（通院等のための乗車又は降車の介助）

⇒以前介護タクシーの話でもお伝えしましたが、要支援1、要支援2の方については、介護保険が適用となりません。介護タクシーは（ ）内に記したように、車両への乗車又は降車の介助に対して保険が適用となります。要支援1、要支援2の方については、車両の乗降に際に介助は必要がないと想定されているためです。

### ◎施設入所

⇒特別養護老人ホーム、老人保健施設等の介護保険施設には要支援1、要支援2の方は入所できません。

「ずるい」なんて思わないでくださいね。